

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び
中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行
規則の一部改正

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を鑑み、令和2年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例を設ける必要がある。

2 改正内容

令和2年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例として、その終期を10月31日とする。

3 新旧対照表

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

改正案	現行
第1条～第34条 (略) 附 則 第1条～第6条 (略) <u>(令和2年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例)</u> 第7条 <u>令和2年における夏季休暇に係る第27条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。</u> 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第11号 (略)	第1条～第34条 (略) 附 則 第1条～第6条 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

改正案	現行
第1条～第41条 (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 <u>(令和2年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例)</u> 2 <u>令和2年における夏季休暇に係る第28条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。</u> 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)	第1条～第41条 (略) 附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)

4 施行期日

公布の日